

国際日本文化研究センターセンター会議規則

〔平成18(2006)年7月6日制定〕
〔令和4(2022)年3月17日最終改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、国際日本文化研究センター組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第12条の規定に基づく国際日本文化研究センターセンター会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 国際研究推進部長
- (4) 研究調整主幹
- (5) 情報管理施設長
- (6) 組織運営規則別表第3に掲げる委員会の委員長
- (7) 総合研究大学院大学文化科学研究科国際日本研究専攻長
- (8) 管理部長並びに管理部、国際研究推進部及び情報管理施設の各課長
- (9) その他所長が必要と認める者

(任期)

第3条 前条第9号に掲げる者の任期は1年とし、再任を妨げない。

(議長)

第4条 会議は、所長が招集し、その議長となる。なお、所長に事故があるとき、又は欠けたときは、副所長がその職務を代行する。

(会議の開催)

第5条 会議は、月2回（第1木曜日及び第3木曜日を原則とする。）開催するものとする。

なお、所長が必要と認めた場合は、臨時に会議を開催することができる。

(会議の事務)

第6条 会議の事務は、管理部総務課において行う。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年7月6日から施行し、平成17年6月23日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4(2022)年4月1日から施行する。